

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（令和元年度～令和5年度）の考え方～

仁木町

本町の森林面積は12,823ヘクタールで、総面積の76%を占めており、その内町有林は187ヘクタール、町有林を除く一般民有林（私有林等）は3,698ヘクタールあります。町では、森林を有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や民有林整備事業への支援などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の町有林と一般民有林で、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は6割（全国：3割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営、管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者はありません。このため直接的な取組はできませんが、近隣市町村の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保へ向けた町内在住者へのPR活動など間接的に携われる取組等を進めます。

3 木材利用の促進

町内のカラマツなどの人工林資源が利用期を迎える中、町内産人工林材の付加価値向上を図るとともに、町内の公共施設や民間施設の木造化・木質化を促進します。

4 普及活動

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町民の理解促進を図るため、町有林を活用した森林環境教育や植樹活動のほか、木育活動を進めます。